

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員

平成 21 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員総数（移送を除く。）は 23,403 人である。このうち、当年開始人員は 20,556 人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は 2,847 人であり、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が 87.8%（小数第 2 位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が 12.2%である。

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 1 表のとおりである。

開始人員総数は、平成 9 年以降増加傾向にあったが、平成 17 年からはおおむね減少傾向を示している。その内訳を見ると、仮釈放審理の開始人員は平成 17 年に減少に転じ、平成 18 年、19 年と微増したものの、再び減少に転じている。また、少年院仮退院審理は、平成 14 年以降減少傾向を示していたが、平成 21 年においては、微増している。

第 1 表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成9年	10	11	12	13	14	15
人 員	総 数	18,064	18,817	19,461	20,121	21,902	23,040	23,117
	仮釈放	13,745	13,910	14,179	14,625	16,027	17,173	17,452
	仮出場	-	-	-	1	-	1	-
	少年院仮退院	4,319	4,907	5,282	5,495	5,875	5,865	5,663
	うち、短期	2,111	2,175	2,307	2,269	2,304	2,322	2,116
	少年院退院	-	-	-	-	-	1	2
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総数	100	104	108	111	121	128	128
	仮釈放	100	101	103	106	117	125	127
	少年院仮退院	100	114	122	127	136	136	131
	うち、短期	100	103	109	107	109	110	100

種 別		平成16年	17	18	19	20	21	構成比(%)
人 員	総 数	24,131	22,773	22,837	22,455	21,323	20,556	100.0
	仮釈放	18,665	17,916	18,085	18,128	17,403	16,557	80.5
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	5,466	4,857	4,752	4,327	3,919	3,999	19.5
	うち、短期	1,883	1,560	1,439	1,352	1,167	1,181	5.7
	少年院退院	-	-	-	-	1	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総数	134	126	126	124	118	114	...
	仮釈放	136	130	132	132	127	120	...
	少年院仮退院	127	112	110	100	91	93	...
	うち、短期	89	74	68	64	55	56	...

(注) 1 指数は、平成 9 年を 100 とし、小数第 1 位を、構成比は小数第 2 位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 平成 14 年に 1 名、平成 15 年に 2 名、平成 20 年に 1 名の少年院在院者について、地方更生保護委員会において退院を許す旨の決定があったが、人員が僅少なため、指数を省略した。

4 I 地方更生保護委員会（以下第 9 表まで同じ。）の 2 表参照

(2) 審理の終結人員

平成 21 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送は除く。）は 20,503 人で、前年に比べ 1,474 人減少している。その内訳は第 2 表のとおりであり、仮釈放等を許す旨の決定（表上は「許可」と表示。以下「許可決定」という。）のうち、許可決定人員は 18,943 人（仮釈放等審理等の終結人員総数の 92.4%）、許可しない旨の判断がされた人員は 1,559 人（同 7.6%）、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 876 人（同 4.3%）であり、その他（死亡、満期釈放等）は 1 人である。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は 3.3% であり、種別ごとにこれを見ると、仮釈放審理は 4.1%、少年院仮退院審理は 0.1%となっている。

第 2 表 仮釈放等審理の終結人員

種 別	総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率(%)
人 総 数	20,503	18,943	683	876	1	3.3
員 仮釈放	16,555	15,030	679	846	-	4.1
員 仮出場	-	-	-	-	-	-
員 少年院仮退院	3,948	3,913	4	30	1	0.1
員 うち,短期	1,148	1,144	-	4	-	-
員 少年院退院	-	-	-	-	-	-
員 婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-
構 総 数	100.0	92.4	3.3	4.3	0.0	...
成 仮釈放	100.0	90.8	4.1	5.1	-	...
比 仮出場	-	-	-	-	-	...
(%) 少年院仮退院	100.0	99.1	0.1	0.8	0.0	...
(%) うち,短期	100.0	99.7	-	0.3	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

2 2 表参照

(3) 許可決定人員の状況

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第 3 表のとおりである。

許可決定人員は平成 16 年まで増加傾向にあったが、平成 17 年から減少傾向に転じている。

第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別	平成16年	17	18	19	20	21	構成比(%)
人 総 数	22,726	21,423	21,282	20,399	20,255	18,943	100.0
員 仮釈放	17,260	16,602	16,552	16,092	16,291	15,030	79.3
員 仮出場	-	-	-	-	-	-	-
員 少年院仮退院	5,466	4,821	4,730	4,307	3,963	3,913	20.7
員 うち,短期	1,908	1,541	1,463	1,352	1,178	1,144	6.0
員 少年院退院	-	-	-	-	1	-	-
員 婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 総 数	100	94	94	90	89	83	...
指 仮釈放	100	96	96	93	94	87	...
指 仮出場	-	-	-	-	-	-	...
指 少年院仮退院	100	88	87	79	73	72	...
数 うち,短期	100	81	77	71	62	60	...

(注) 1 指数は、平成 16 年を 100 とした数値である。

2 2 表参照

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第 4 表のとおりである。近年許可しない（取下げなし）人員は増加傾向にあったが、平成 20 年以降は減少に転じた。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種別	平成16年	17	18	19	20	21	構成比(%)
総数	465	668	703	824	741	683	100.0
仮釈放	464	667	701	819	734	679	99.4
仮出場	-	-	-	-	-	-	-
少年院仮退院	1	1	2	5	7	4	0.6
うち、短期	-	-	-	-	-	-	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指数総数	100	144	151	177	159	147	...
仮釈放	100	144	151	177	158	146	...
少年院仮退院	100	100	200	500	700	400	...

(注) 1 指数は、平成16年を100とした数値である。

2 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。

平成21年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、仮釈放審理については、前年に比べ0.2ポイント減少している。少年院仮退院審理については、平成18年まで0.1%に満たなかったが、平成19年以降は一旦増加したものの、平成21年については、前年に比べ0.1ポイント減少している。総数としては、前年に比べ0.2ポイント減少して3.3%となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種別	平成16年	17	18	19	20	21
総数	2.0	3.0	3.2	3.9	3.5	3.3
仮釈放	2.6	3.9	4.1	4.8	4.3	4.1
少年院仮退院	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1
うち、短期	-	-	-	-	-	-

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況

平成21年における仮釈放許可決定人員15,030人のうち、定期刑の執行を受けた者14,981人について、執行すべき刑期別に、執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を見ると、第6表のとおりである。

総数について見ると、刑の執行率70%以上の者が許可決定人員全体の97.7%（前年は96.8%）を占めている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期	総数	59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90%以上
総数	14,981	9	333	3,435	6,863	4,341
1年以内	1,128	2	25	179	577	345
2年以内	5,395	3	157	1,552	2,590	1,093
3年以内	4,404	1	100	1,025	2,002	1,276
5年以内	3,133	2	45	597	1,364	1,125
5年を超える	921	1	6	82	330	502
構成比(%)	100.0	0.1	2.2	22.9	45.8	29.0
1年以内	100.0	0.2	2.2	15.9	51.2	30.6
2年以内	100.0	0.1	2.9	28.8	48.0	20.3
3年以内	100.0	0.0	2.3	23.3	45.5	29.0
5年以内	100.0	0.1	1.4	19.1	43.5	35.9
5年を超える	100.0	0.1	0.7	8.9	35.8	54.5

(注) 15表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比は、平成16年以降減少傾向にある。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成16年	17	18	19	20	21
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
60～69%	9.4	9.1	6.4	4.6	3.1	2.2
70～79%	32.8	29.8	29.7	27.5	25.0	22.9
80～89%	36.9	37.7	39.6	42.4	44.3	45.8
90%以上	20.7	23.3	24.1	25.2	27.5	29.0

（注）15表参照

次に、仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者について、在所期間別に、最近6年間の許可決定人員の推移を見ると、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別推移

年次	総数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成16年	11	1	-	-	1	-	-	1	-	-	8
17	6	2	-	-	-	-	1	-	-	-	3
18	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
19	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
21	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6

（注）1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 17表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理

平成21年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件。）の受理数は761（前年は749）で、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が630（同659）、少年院仮退院審理再開事由等通知が131（同90）、その他は、前年同様、該当者はなかった。

また、審理を再開した人員は738人（前年は726人）で、審理を再開しなかった人員は18人（同20人）であり、うち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は3人であった。

なお、審理を再開した者について、再開後の措置を見ると、仮釈放等許可決定を受けた人員は288人、許可しない旨の判断がされた人員は435人となっている。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終了

平成21年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの）の開始人員総数は2,332人（前年は2,464人）である。開始人員総数の種別ごとの内訳は、仮釈放取消しが677人（開始人員総数の29.0%）、保護観察停止が241人（同10.3%）、保護観察停止解除が127人（同5.4%）、少年院仮退院中の退院が815人（同34.9%）、仮解除が411人（同17.6%）などとなっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別	平成16年	17	18	19	20	21
人 員						
総 数	3,756	3,450	3,091	2,662	2,464	2,332
仮釈放取消し	1,096	1,063	1,083	857	758	677
保護観察停止	545	482	363	311	280	241
保護観察停止解除	398	371	227	149	144	127
保護観察停止取消し	-	1	2	1	-	-
不定期刑終了	-	1	-	-	-	-
戻し収容	13	12	13	12	20	37
退 院	1,118	996	908	914	812	815
仮解除	560	500	470	403	437	411
仮解除取消し	26	24	25	15	13	24
指 数						
総 数	100	92	82	71	66	62
仮釈放取消し	100	97	99	78	69	62
保護観察停止	100	88	67	57	51	44
保護観察停止解除	100	93	57	37	36	32
戻し収容	100	92	100	92	154	285
退 院	100	89	81	82	73	73
仮解除	100	89	84	72	78	73
仮解除取消し	100	92	96	58	50	92

(注) 1 指数は、平成16年を100とした数値である。

2 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。

3 21表参照

また、平成21年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数（移送を除く。）は2,350人で、前年に比べ4.8%（119人）減少している。終結事由別内訳は、申出等について理由ありとして認められたものが2,273人（終結人員総数の96.7%）、理由なしとしたものが69人（同2.9%）、その他（申出の取下げ等）が11人（同0.5%）となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 10 表のとおりである。

第 10 表 保護観察の開始人員推移

種別	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	
人	総数	76,078	77,266	77,535	75,995	75,114	75,197	70,949	68,194
	1号観察	54,008	54,221	53,856	51,701	49,410	48,643	44,207	40,817
	うち、短期	3,937	4,187	4,382	4,630	4,676	4,783	4,654	4,575
	うち、交通短期	31,319	30,633	29,684	26,447	24,546	23,334	20,435	18,560
	2号観察	4,205	4,815	5,187	5,357	5,788	5,848	5,587	5,436
	うち、短期	2,052	2,164	2,250	2,246	2,276	2,251	2,117	1,907
	3号観察	12,829	12,948	13,256	13,254	14,423	15,318	15,784	16,690
	4号観察	5,036	5,282	5,236	5,683	5,493	5,388	5,371	5,251
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-
指	総数	100	102	102	100	99	99	93	90
	1号観察	100	100	100	96	91	90	82	76
	うち、短期	100	106	111	118	119	121	118	116
	うち、交通短期	100	98	95	84	78	75	65	59
	2号観察	100	115	123	127	138	139	133	129
	うち、短期	100	105	110	109	111	110	103	93
	3号観察	100	101	103	103	112	119	123	130
数	4号観察	100	105	104	113	109	107	107	104

種別	平成17年	18	19	20	21	構成比 (%)	男	女	
人	総数	62,562	58,841	54,878	50,717	48,488	100.0	34,056	4,524
	1号観察	36,260	33,576	30,554	27,169	26,094	53.8	14,079	2,107
	うち、短期	4,271	3,929	3,910	3,662	3,665	7.6	3,049	616
	うち、交通短期	15,916	14,101	12,706	10,455	9,908	20.4
	2号観察	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869	8.0	3,473	396
	うち、短期	1,547	1,433	1,351	1,174	1,127	2.3	1,062	65
	3号観察	16,420	16,081	15,832	15,840	14,854	30.6	13,308	1,546
	4号観察	4,996	4,473	4,148	3,714	3,671	7.6	3,196	475
	5号観察	-	-	-	-	-	-	...	-
指	総数	82	77	72	67	64
	1号観察	67	62	57	50	48
	うち、短期	108	100	99	93	93
	うち、交通短期	51	45	41	33	32
	2号観察	116	112	103	95	92
	うち、短期	75	70	66	57	55
	3号観察	128	125	123	123	116
数	4号観察	99	89	82	74	73

(注) 1 指数は、平成 9 年を 100 とした数値である。また、5 号観察の指数は省略した。

2 平成 21 年の男女の列において、総数及び 1 号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

3 Ⅱ 保護観察所（以下第 32 表まで同じ。）の 3～7 表参照

平成 21 年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員総数（移送を除く。）は 97,034 人で、このうち、当年開始人員は 48,488 人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は 48,546 人である。

開始人員について種別ごとに見ると、1 号観察は 26,094 人（開始人員の 53.8%）、2 号観察は 3,869 人（同 8.0%）、3 号観察は 14,854 人（同 30.6%）、4 号観察は 3,671 人（同 7.6%）、5 号観察は 0 人となっている。また、1 号観察のうち、短期保護観察の開始人員は 3,665 人（1 号観察開始人員の 14.0%）で

あり、同じく交通短期保護観察（以下「交通短期」という。以下同じ。）の開始人員は9,908人（同開始人員の38.0%）である。

開始人員は平成15年から減少傾向にあり、平成21年は前年に比べ4.4%減少となった。

なお、平成21年における交通短期を除く開始人員38,580人について、女子は4,524人で11.7%を占めており、開始人員において女子の占める率は、近年は10%前後で推移している。

(2) 来日外国人の開始人員

平成21年における交通短期を除く開始人員総数38,580人に対し、種別ごとの来日外国人の開始人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の開始人員

	総数	1号観察				2号観察				3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期		
開始人員の総数	38,580	16,186	9,082	3,439	3,665	3,869	2,743	1,085	41	14,854	3,671
来日外国人	1,183	160	110	28	22	66	56	9	1	935	22
来日外国人の割合(%)	3.1%	1.0%	1.2%	0.8%	0.6%	1.7%	2.0%	0.8%	-	6.3%	0.6%

(注) 24表参照

(3) 罪名・非行名

平成21年における交通短期を除く開始人員について、罪名・非行名別に種別ごとの人員を見ると、第12表のとおりである。

第12表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
総数	16,186	100.0 (100.0)	3,869	100.0 (100.0)	14,854	100.0 (100.0)	3,671	100.0 (100.0)
刑法犯	12,630	78.0 (77.8)	3,106	80.3 (82.1)	10,351	69.7 (70.6)	2,886	78.6 (78.4)
強制わいせつ・強姦	164	1.0 (0.9)	139	3.6 (3.3)	419	2.8 (2.7)	180	4.9 (4.5)
殺人	3	0.0 (0.0)	17	0.4 (0.6)	243	1.6 (1.6)	29	0.8 (0.9)
傷害	2,426	15.0 (15.2)	649	16.8 (16.5)	650	4.4 (4.3)	325	8.9 (9.6)
業務上過失致死傷	912	5.6 (6.4)	66	1.7 (1.7)	534	3.6 (3.9)	117	3.2 (3.0)
窃盗	6,646	41.1 (39.2)	1,471	38.0 (39.5)	5,189	34.9 (35.5)	1,370	37.3 (37.6)
強盗	186	1.1 (1.2)	261	6.7 (7.9)	800	5.4 (5.4)	78	2.1 (1.5)
詐欺	194	1.2 (1.3)	68	1.8 (1.5)	1,092	7.4 (7.4)	247	6.7 (5.8)
恐喝	625	3.9 (4.5)	219	5.7 (6.2)	275	1.9 (2.0)	87	2.4 (2.0)
暴力行為等処罰に関する法律	144	0.9 (1.2)	40	1.0 (0.9)	49	0.3 (0.3)	32	0.9 (1.0)
その他	1,330	8.2 (8.0)	176	4.5 (4.2)	1,100	7.4 (7.6)	421	11.5 (12.6)
特別法犯	3,318	20.5 (21.1)	626	16.2 (15.1)	4,503	30.3 (29.4)	785	21.4 (21.6)
覚せい剤取締法	48	0.3 (0.4)	121	3.1 (3.1)	3,196	21.5 (20.6)	394	10.7 (10.1)
道路交通法	2,578	15.9 (16.3)	366	9.5 (8.4)	528	3.6 (3.6)	191	5.2 (5.2)
毒物及び劇物取締法	169	1.0 (1.2)	51	1.3 (1.7)	64	0.4 (0.5)	23	0.6 (0.7)
その他	523	3.2 (3.1)	88	2.3 (1.8)	715	4.8 (4.7)	177	4.8 (5.5)
ぐ犯	238	1.5 (1.1)	137	3.5 (2.9)

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

3 8～11表参照

1号観察から4号観察まで、いずれの種別も窃盗が最も多く、次いで、1号観察では道路交通法違反、2号観察では傷害、3号観察及び4号観察ではいずれも覚せい剤取締法違反が多い。これらの上位を占める罪名・非行名は前年とほぼ同じである。1号観察においては、平成元年以降、道路交通法違反の構成比が最も

高かったが、近年、窃盗の構成比が増加傾向にあり、平成10年に両者の順位が逆転した。

(4) 保護観察期間

平成21年における交通短期を除く開始人員について、種別ごとの保護観察期間を見ると、第13表のとおりである。

第13表 開始人員の保護観察期間

種別		総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	無期		
人員	総数	38,580	199	5,353	6,444	3,919	6,831	5,690	5,163	3,787	1,188	6		
	1号観察	16,186	-	-	-	-	5,576	3,464	3,282	2,698	1,166	...		
	2号観察	3,869	11	219	646	569	846	779	494	283	22	...		
	長期	短期	2,742	10	212	618	338	619	491	292	154	8	...	
		短期	1,127	1	7	28	231	227	288	202	129	14	...	
	3号観察	入所度数	14,854	188	5,134	5,798	3,349	359	16	3	1	-	6	
		入所度数	初度	9,823	102	2,139	4,093	3,121	350	14	1	-	-	3
			2度	2,224	32	1,303	753	124	8	1	2	-	-	1
			3度	1,096	10	620	412	52	1	-	-	-	-	1
			4度以上	1,688	44	1,066	531	44	-	1	-	1	-	1
不詳	23	-	6	9	8	-	-	-	-	-	-			
4号観察	3,671	-	-	-	1	50	1,431	1,384	805			
構成比(%)	総数	100.0	0.5	13.9	16.7	10.2	17.7	14.7	13.4	9.8	3.1	0.0		
	1号観察	100.0	-	-	-	-	34.4	21.4	20.3	16.7	7.2	...		
	2号観察	100.0	0.3	5.7	16.7	14.7	21.9	20.1	12.8	7.3	0.6	...		
	長期	短期	100.0	0.4	7.7	22.5	12.3	22.6	17.9	10.6	5.6	0.3	...	
		短期	100.0	0.1	0.6	2.5	20.5	20.1	25.6	17.9	11.4	1.2	...	
	3号観察	入所度数	100.0	1.3	34.6	39.0	22.5	2.4	0.1	0.0	0.0	-	0.0	
		入所度数	初度	100.0	1.0	21.8	41.7	31.8	3.6	0.1	0.0	-	-	0.0
			2度	100.0	1.4	58.6	33.9	5.6	0.4	0.0	0.1	-	-	0.0
			3度	100.0	0.9	56.6	37.6	4.7	0.1	-	-	-	-	0.1
			4度以上	100.0	2.6	63.2	31.5	2.6	-	0.1	-	0.1	-	0.1
4号観察	100.0	-	-	-	0.0	1.4	39.0	37.7	21.9			

(注) 1 人員のうち、3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表参照

保護観察期間について、4号観察は、判決確定の日から刑の執行猶予期間の満了するまでの間であることから、保護観察期間の比較的長い者の占める率が高く、また、1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察に次いで長い者の占める率が高い。

また、3号観察の期間は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間の満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表で見たように刑の執行率の比較的高い者が多いこともあり、保護観察期間の短い者が多い。加えて、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることなどから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める率が高くなる傾向にある。

さらに、2号観察の期間は、少年院を仮退院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は20歳に達するまで）であるため、保護観察期間は、まちまちとなっている。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状などによっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置を採られることも少なくない（第16表以下を参照）。

(5) 年齢

平成21年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層を見ると、第14表のとおりである。

1号観察では前年同様、16・17歳の者が最も多く、41.7%（前年は42.6%）となっている。2号観察でも前年同様18・19歳の者が最も多く、42.5%（前年は41.1%）である。

また、3号観察では30～39歳の者が31.3%（前年は31.2%）で最も多く、4号観察では20～29歳の者が36.6%（前年は35.8%）で最も多い。

また、平成21年においては、3号観察の26.0%（前年構成比25.1%）、4号観察の22.8%（前年構成比23.3%）が、保護観察開始時に既に50歳以上であった。

第14表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)
総 数	16,186	100.0	(100.0)	3,869	100.0	(100.0)
15歳以下	3,864	23.9	(22.4)	305	7.9	(8.6)
16・17歳	6,746	41.7	(42.6)	1,286	33.2	(33.5)
18・19歳	5,576	34.4	(34.9)	1,644	42.5	(41.0)
20歳以上	-	-	(-)	634	16.4	(16.8)

年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)
総 数	14,854	100.0	(100.0)	3,671	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	20	0.5	(0.6)
20～29歳	2,741	18.5	(19.8)	1,342	36.6	(35.8)
30～39歳	4,653	31.3	(31.2)	882	24.0	(23.1)
40～49歳	3,589	24.2	(23.9)	590	16.1	(17.2)
50～59歳	2,323	15.6	(16.1)	423	11.5	(14.3)
60歳以上	1,548	10.4	(9.0)	414	11.3	(9.0)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20表参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等

平成21年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）の数は50,928人である。種別ごとに見ると、1号観察は26,928人（終了人員総数の52.9%）、2号観察は4,060人（同8.0%）、3号観察は15,364人（同30.2%）、4号観察は4,576人（同9.0%）、5号観察は0人となっている。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は9,818人（1号観察終了人員総数の36.5%）である。

最近13年間の種別ごとの終了人員及の推移は、第15表のとおりである。

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成9年	10	11	12	13	14	15
人 員	総 数	73,720	75,475	76,134	75,225	73,560	75,112	73,667
	1号観察	52,461	53,518	53,484	52,280	48,971	49,418	46,969
	うち,短期	3,567	3,879	4,408	4,352	4,601	4,818	4,729
	うち,交通短期	31,790	31,214	29,899	28,167	24,436	23,849	21,583
	2号観察	3,540	4,272	4,571	4,799	5,397	5,620	5,731
	うち,短期	1,574	1,948	2,025	2,079	2,280	2,280	2,242
	3号観察	12,626	12,755	13,234	12,958	13,906	14,697	15,576
	4号観察	5,093	4,930	4,845	5,188	5,286	5,377	5,391
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	102	103	102	100	102	100
	1号観察	100	102	102	100	93	94	90
	うち,短期	100	109	124	122	129	135	133
	うち,交通短期	100	98	94	89	77	75	68
	2号観察	100	121	129	136	152	159	162
	うち,短期	100	124	129	132	145	145	142
	3号観察	100	101	105	103	110	116	123
	4号観察	100	97	95	102	104	106	106

種 別		平成16年	17	18	19	20	21	構成比(%)
人 員	総 数	71,431	66,493	62,505	58,535	54,270	50,928	100.0
	1号観察	43,692	38,899	35,766	32,641	29,368	26,928	52.9
	うち,短期	4,728	4,447	4,135	3,835	3,878	3,726	7.3
	うち,交通短期	19,433	16,627	14,878	13,356	11,318	9,818	19.3
	2号観察	5,876	5,540	5,135	4,648	4,138	4,060	8.0
	うち,短期	2,192	2,025	1,687	1,464	1,258	1,287	2.5
	3号観察	16,539	16,793	16,496	16,430	16,054	15,364	30.2
	4号観察	5,324	5,261	5,108	4,816	4,710	4,576	9.0
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	97	90	85	79	74	69	...
	1号観察	83	74	68	62	56	51	...
	うち,短期	133	125	116	108	109	104	...
	うち,交通短期	61	52	47	42	36	31	...
	2号観察	166	156	145	131	117	115	...
	うち,短期	139	129	107	93	80	82	...
	3号観察	131	133	131	130	127	122	...
	4号観察	105	103	100	95	92	90	...

(注) 1 指数は、平成9年を100とした数値である。

2 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の終了事由別人員の推移を種別ごとに見ると、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

平成21年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は9,818人であるが、そのうち、9,758人(99.4%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常、3、4か月で保護観察を解除する運用が行われていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者17,110人の終了事由別内訳は、期間満了が1,618人(交通短期を除く1号観察終了者の9.5%)、解除が12,775人(同74.7%)、保護処分取消しが2,694人(同15.8%)、その他(死亡等)が23人(同0.1%)となっている。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるとき、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第 16 表 交通短期保護観察を除く 1 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人 員	平成16年	24,259	2,431	18,366	3,411	51
	17	22,272	2,233	16,825	3,170	44
	18	20,888	2,067	15,742	3,039	40
	19	19,285	1,801	14,740	2,713	31
	20	18,050	1,756	13,724	2,534	36
	21	17,110	1,618	12,775	2,694	23
指 数	平成16年	100	100	100	100	100
	17	92	92	92	93	86
	18	86	85	86	89	78
	19	79	74	80	80	61
	20	74	72	75	74	71
	21	71	67	70	79	45
構 成 比 (%)	平成16年	100.0	10.0	75.7	14.1	0.2
	17	100.0	10.0	75.5	14.2	0.2
	18	100.0	9.9	75.4	14.5	0.2
	19	100.0	9.3	76.4	14.1	0.2
	20	100.0	9.7	76.0	14.0	0.2
	21	100.0	9.5	74.7	15.7	0.1

(注) 1 指数は、平成 16 年を 100 とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26 表参照

イ 2 号観察

平成 21 年における 2 号観察終了者 4,060 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,565 人（2 号観察終了者の 63.2%）、退院が 812 人（同 20.0%）、戻し収容が 25 人（同 0.6%）、保護処分取消しが 648 人（同 16.0%）、その他（死亡等）が 10 人（同 0.2%）となっている。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認めるとき、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるとき、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別の推移

年次		総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消し	その他
人 員	平成16年	5,876	3,772	1,117	10	961	16
	17	5,540	3,620	971	8	931	10
	18	5,135	3,413	901	10	798	13
	19	4,648	3,072	898	10	656	12
	20	4,138	2,713	736	15	665	9
	21	4,060	2,565	812	25	648	10
指 数	平成16年	100	100	100	100	100	100
	17	94	96	87	80	97	63
	18	87	90	81	100	83	81
	19	79	81	80	100	68	75
	20	70	72	66	150	69	56
	21	69	68	73	250	67	63
構 成 比 (%)	平成16年	100.0	64.2	19.0	0.2	16.4	0.3
	17	100.0	65.3	17.5	0.1	16.8	0.2
	18	100.0	66.5	17.5	0.2	15.5	0.3
	19	100.0	66.1	19.3	0.2	14.1	0.3
	20	100.0	65.6	17.8	0.4	16.1	0.2
	21	100.0	63.2	20.0	0.6	16.0	0.2

(注) 1 指数は、平成 16 年を 100 とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26 表参照

さらに、2 号観察終了者の終了事由別に少年院における処遇区分を見ると、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	2,773	100.0	1,217	100.0	70	100.0
期間満了	1,939	69.9	601	49.4	25	35.7
退 院	398	14.4	378	31.1	36	51.4
戻し収容	22	0.8	3	0.2	-	-
保護処分取消し	407	14.7	232	19.1	9	12.9
その他	7	0.3	3	0.2	-	-

(注) 26表参照

ウ 3号観察

平成 21 年における 3号観察終了者 15,364 人の終了事由別内訳は、期間満了が 14,645 人（3号観察終了者の 95.3%）、不定期刑終了が 0 人、仮釈放取消しが 656 人（同 4.3%）、停止中時効完成が 22 人（同 0.1%）、その他（死亡、恩赦等）が 41 人（同 0.3%）となっている。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるとき、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すもので、仮釈放期間について再び服役することになる。

第 19 表 3号観察終了者の終了事由別の推移

年次	総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他	
人 員	平成16年	16,539	15,383	-	1,021	52	83
	17	16,793	15,716	1	980	43	53
	18	16,496	15,358	-	1,040	37	61
	19	16,430	15,527	-	820	31	52
	20	16,054	15,267	-	726	20	41
	21	15,364	14,645	-	656	22	41
指 数	平成16年	100	100	-	100	100	100
	17	102	102	100	96	83	64
	18	100	100	-	102	71	73
	19	99	101	-	80	60	63
	20	97	99	-	71	88	49
	21	93	95	-	64	42	49
構 成 比 (%)	平成16年	100.0	93.0	-	6.2	0.3	0.5
	17	100.0	93.6	0.0	5.8	0.3	0.3
	18	100.0	93.1	-	6.3	0.2	0.4
	19	100.0	94.5	-	5.0	0.2	0.3
	20	100.0	95.1	-	4.5	0.1	0.3
	21	100.0	95.3	-	4.3	0.1	0.3

(注) 1 指数は、平成 16 年を 100 とした数値であるが、同年に件数がない場合には、最初に件数が計上された年を 100 とした。また、構成比は、総数についての数値である。

2 26表参照

エ 4号観察

平成 21 年における 4号観察終了者 4,576 人の終了事由別内訳を見ると、期間満了が 3,220 人（4号観察終了者の 70.4%）、刑の執行猶予の言渡しの取消しが 1,217 人（同 26.6%）、その他（死亡等）が 139 人（同 3.0%）となっている。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものであり、その 1,217 人について取消事由別の内訳を見ると、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 1,070 人（刑の執行猶予取消しによる

終了人員の 87.9%)，保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが，その犯罪について捜査中，公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 136 人（11.2%），保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 11 人（0.9%）となっている。

第 20 表 4 号 観察終了者の終了事由別の推移

年次		総 数	期間満了	刑の執行猶予の取消し	その他
人 員	平成16年	5,324	3,520	1,650	154
	17	5,261	3,381	1,717	163
	18	5,108	3,304	1,660	144
	19	4,816	3,275	1,386	155
	20	4,710	3,317	1,244	149
	21	4,576	3,220	1,217	139
指 数	平成16年	100	100	100	100
	17	99	96	104	106
	18	96	94	101	94
	19	90	93	84	101
	20	88	94	75	97
	21	86	91	74	90
構 成 比 (%)	平成16年	100.0	66.1	31.0	2.9
	17	100.0	64.3	32.6	3.1
	18	100.0	64.7	32.5	2.8
	19	100.0	68.0	28.8	3.2
	20	100.0	70.4	26.4	3.2
	21	100.0	70.4	26.6	3.0

(注) 1 指数は，平成 16 年を 100 とした数値であり，構成比は，総数についての数値である。

2 26 表参照

3 保護観察の係属

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は，第 21 表のとおりである。

第 21 表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成9年	10	11	12	13	14	15
人 員	総 数	64,160	65,883	67,278	68,018	69,543	69,601	66,816
	1号観察	38,403	39,054	39,433	38,823	39,245	38,454	35,650
	うち,短期	2,479	2,786	2,761	3,027	3,105	3,071	2,988
	うち,交通短期	11,292	10,708	10,496	8,768	8,877	8,363	7,210
	2号観察	5,275	5,813	6,423	6,977	7,371	7,608	7,450
	うち,短期	2,763	2,969	3,190	3,353	3,353	3,322	3,201
	3号観察	6,110	6,304	6,317	6,625	7,130	7,749	7,949
	4号観察	14,372	14,712	15,105	15,593	15,797	15,790	15,767
指 数	総 数	100	103	105	106	108	108	104
	1号観察	100	102	103	101	102	100	93
	うち,短期	100	112	111	122	125	124	121
	うち,交通短期	100	95	93	78	79	74	64
	2号観察	100	110	122	132	140	144	141
	うち,短期	100	107	115	121	121	120	116
	3号観察	100	103	103	108	117	127	130
	4号観察	100	102	105	108	110	110	110

種 別		平成16年	17	18	19	20	21	構成比(%)
人 員	総 数	63,534	59,540	55,816	52,133	48,546	46,089	100.0
	1号観察	32,742	30,059	27,821	25,718	23,498	22,645	49.1
	うち,短期	2,828	2,649	2,439	2,508	2,294	2,225	4.8
	うち,交通短期	6,336	5,621	4,841	4,197	3,335	3,428	7.4
	2号観察	7,009	6,353	5,919	5,607	5,455	5,259	11.4
	うち,短期	2,920	2,437	2,184	2,068	1,998	1,838	4.0
	3号観察	8,096	7,715	7,304	6,701	6,489	5,981	13.0
	4号観察	15,687	15,413	14,772	14,107	13,104	12,204	26.5
指 数	総 数	99	93	87	81	76	72	...
	1号観察	85	78	72	67	61	59	...
	うち,短期	114	107	98	101	93	90	...
	うち,交通短期	56	50	43	37	30	30	...
	2号観察	133	120	112	106	103	100	...
	うち,短期	106	88	79	75	72	67	...
	3号観察	133	126	120	110	106	98	...
	4号観察	109	107	103	98	91	85	...

(注) 1 指数は、平成9年を100とした数値である。

2 3～7表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成21年末現在保護観察中の者について種別ごとにその状態別の内訳を見ると、第22表のとおりである。

なお、1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるとき、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるとき、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものであり、前述の解除や退院と異なり、保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないものであるが、仮解除中の行状にかんがみ、必要があれば再び保護観察を開始することも可能である。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態をいう。

さらに、3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったとき、法により3号観察のみ、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続することが可能であるからで、その他の保護観察については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察を終了せざるを得ないからである。

第 22 表 平成 21 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別	総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束	
人 員	総 数	46,089	-5.1	44,163	13	407	651	855
	1号観察	22,645	-3.6	22,188	13	...	161	283
	2号観察	5,259	-3.6	5,090	42	127
	3号観察	5,981	-7.8	5,701	167	113
	4号観察	12,204	-6.9	11,184	...	407	281	332
構 成 比 (%)	総 数	100.0	...	95.8	0.0	0.9	1.4	1.9
	1号観察	100.0	...	98.0	0.1	...	0.7	1.2
	2号観察	100.0	...	96.8	0.8	2.4
	3号観察	100.0	...	95.3	2.8	1.9
	4号観察	100.0	...	91.6	...	3.3	2.3	2.7

(注) 3～7 表参照

4 保護観察中の犯罪・非行

平成 21 年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者を種別ごとに見ると、第 23 表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳は、4号観察が 29.0%（前年は 29.4%）で最も高く、次いで、2号観察が 20.9%（同 22.5%）、1号観察が 18.0%（同 17.1%）、3号観察が 0.6%（同 0.7%）となっている。

種別による処分の構成比は、1号観察では少年院送致が 52.7%で最も高く、次いで、再び1号観察に付された者が 38.4%、罰金が 4.3%となっており、2号観察では少年院送致となった者が 64.3%を占め、次いで、1号観察に付された者が 28.3%を占めている。また、3号観察では、懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 47.7%を占め、次いで、罰金が 31.8%を占めている。4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が 82.8%とその大部分を占めている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別	保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) —×100 (A)	
		計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起 訴 猶 予	その他		
			実刑	猶予								
人 員	総 数	41,110	5,351	1,186	110	2,170	1,425	362	11	83	4	13.0
	1号観察	17,110	3,083	36	90	1,624	1,185	133	2	9	4	18.0
	2号観察	4,060	849	7	16	546	240	37	1	2	-	20.9
	3号観察	15,364	88	42	-	-	-	28	1	17	-	0.6
	4号観察	4,576	1,331	1,101	4	-	-	164	7	55	-	29.1
構 成 比 (%)	総 数	...	100.0	22.2	2.1	40.6	26.6	6.8	0.2	1.6	0.1	...
	1号観察	...	100.0	1.2	2.9	52.7	38.4	4.3	0.1	0.3	0.1	...
	2号観察	...	100.0	0.8	1.9	64.3	28.3	4.4	0.1	0.2	-	...
	3号観察	...	100.0	47.7	-	-	-	31.8	1.1	19.3	-	...
	4号観察	...	100.0	82.7	0.3	-	-	12.3	0.5	4.1	-	...

(注) 1 保護観察中に再犯・再非行をしても期間中に刑事処分が確定しないか保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、集計上、ここでいう保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めなかったが、起訴猶予は含めている。

2 43 表参照

また、平成 21 年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者について、保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率を種別ごとに見ると、第 24 表のとおりである。

1号観察では、窃盗及びぐ犯の再処分率が毎年高かったが、平成 21 年における 1号観察では、殺人(66.7%)の再処分率が高く、2号観察では、ぐ犯(30.7%)の再処分率が高くなっている。

3号観察では、他の種別と比べて再処分率は全般に低率であり、傷害(1.2%)、強盗(1.0%)が比較的

高い。

4号観察では、他の種別と比べて再処分率は全般に高率である。また、再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、4号観察終了者の24.0%(1,101人)が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の実刑に処せられている。さらに、保護観察開始時の罪名別では、窃盗(35.5%)、覚せい剤取締法違反(33.0%)、毒物及び劇物取締法違反(30.0%)が比較的高率となっている。

第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総数	17,110	18.0	4,060	20.9	15,364	0.6	4,576	29.1
刑法犯	13,245	19.1	3,326	21.8	10,741	0.7	3,538	29.8
強制わいせつ・強姦	144	6.9	142	7.7	424	0.5	145	21.4
殺人	3	66.7	26	7.7	255	0.4	37	8.1
傷害	2,542	17.2	616	21.1	650	1.2	388	27.1
業務上過失致死傷	1,054	6.5	66	19.7	580	0.2	175	15.4
窃盗	6,784	22.2	1,569	26.8	5,395	0.7	1,780	35.5
強盗	216	11.6	339	12.4	828	1.0	61	21.3
詐欺	202	11.9	58	8.6	1,124	0.4	288	27.4
恐喝	748	18.4	282	20.2	289	0.3	136	27.2
暴力行為等処罰に関する法律	210	20.0	37	27.0	44	-	33	12.1
その他	1,342	20.9	191	18.8	1,152	0.8	495	25.1
特別法犯	3,642	13.8	620	14.2	4,623	0.3	1,038	26.6
覚せい剤取締法	84	15.5	142	10.6	3,271	0.4	445	33.0
道路交通法	2,793	13.6	320	16.6	536	-	341	18.5
毒物及び劇物取締法	222	19.4	75	17.3	69	-	30	30.0
その他	543	12.0	83	8.4	747	0.1	222	25.7
ぐ犯	223	23.3	114	30.7

(注) 1 保護観察中に再犯・再非行をしても期間中に刑事処分が確定しないか保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、集計上、再処分率には含めなかったが、起訴猶予は含めている。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

3 31表, 43表参照

5 生活環境の調整の実施状況

平成21年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員(身上調査書等の受理又は地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。)は46,262人で、前年に比べ2,752人(5.6%)減少している。その内訳は、受刑者が41,439人で2,720人(6.2%)減少し、少年院在院者は4,823人で32人(0.7%)減少している。また、婦人補導院在院者は0人(前年も0人)である。

また終了人員(延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。)は48,682人で、前年に比べ2,434人(4.8%)減少している。内訳は、受刑者が43,855人で2,245人(4.9%)減少し、少年院在院者は4,827人で189人(3.8%)減少している。また、婦人補導院在院者は0人(前年も0人)である。

その他、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は2人である。また、更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整が84件、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整が241件、それぞれ処理されている。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から 繰越し	開 始 等				終 了 等			年末現在 継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	短期又は 長期処遇 から移行	総 数	終 了	短期又は 長期処遇 に移行	
総 数	63,589	46,264	46,188	74	2	48,684	48,682	2	61,169
受 刑 者	60,146	41,439	41,367	72	…	43,855	43,855	…	57,730
少年院・婦人補導院在院者	3,443	4,825	4,821	2	2	4,829	4,827	2	3,439

(注) 51～53 表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員

平成 21 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出のあった人員は 14,933 人で、前年に比べ微増している。この内訳は、刑の執行終了が 9,793 人（前年より 539 人，5.2%減），刑の執行猶予が 1,926 人（同 308 人，19.0%増），起訴猶予が 2,225 人（同 88 人，4.1%増），罰金・科料 740 人（同 191 人，34.8%増），労役場出場者・仮出場者が 234 人（同 25 人，9.7%減）であり，少年院退院者・仮退院者が 15 人（同 7 人，31.8%減）であった。

(2) 自庁保護の実施状況

最近 6 年間の自庁保護実施人員の推移は，第 26 表のとおりである。

平成 21 年において，全国の保護観察所が直接，補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は 18,352 人で，内訳は，補導援護・応急の救護が 5,513 人（実施人員総数の 30.0%）で，前年に比べ 352 人（6.0%）減少しており，更生緊急保護が 12,839 人（実施人員総数の 70.0%）で，244 人（1.9%）増加している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成16年	17	18	19	20	21	構成比(%)
人員							
総 数	12,795	13,236	14,814	16,761	18,460	18,352	100.0
補導援護・応急の救護	4,023	4,125	4,669	5,204	5,865	5,513	30.0
更生緊急保護	8,772	9,111	10,145	11,557	12,595	12,839	70.0
指数							
総 数	100	103	116	131	144	143	…
補導援護・応急の救護	100	103	116	129	146	137	…
更生緊急保護	100	104	116	132	144	146	…

(注) 1 指数は，平成 16 年を 100 とした数値である。

2 55 表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳は，宿泊が 15 人（前年比 12 人，400.0%増），食事給与が 2,053 人（前年比 117 人，5.4%減），衣料給与が 822 人（同 100 人，10.8%減），医療援助が 53 人（同 27 人，103.8%増），旅費給与が 2,110 人（同 2 人，0.1%減）となっている。

なお，同一人に対する 2 以上の保護の措置は，措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況

最近 6 年間の委託保護実施人員及び同人員の平成 16 年を 100 とした指数の推移は，第 27 表のとおりである。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別	平成16年	17	18	19	20	21	構成比(%)	
人員	総 数	9,888	9,958	9,752	9,368	9,514	9,432	100.0
	補導援護・応急の救護	6,155	6,079	5,772	5,441	5,410	5,439	57.7
	更生緊急保護	3,733	3,879	3,980	3,927	4,104	3,993	42.3
指数	総 数	100	101	99	95	96	95	…
	補導援護・応急の救護	100	99	94	88	88	88	…
	更生緊急保護	100	104	107	105	110	107	…

(注) 1 指数は、平成16年を100とした数値である。

2 56表参照

平成21年において、更生保護施設又はそれ以外に委託して補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）を実施した人員の総数は9,432人で、前年に比べ82人（0.9%）減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は1,747人（総数の18.5%）で、平成21年に新たに開始した人員は7,685人（同81.5%）である。また、委託先別の内訳は、更生保護施設委託が9,411人、それ以外の委託が21人である。また、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が5,418人、更生緊急保護が3,993人となっており、更生保護施設委託以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が21人、更生保護緊急保護が0人となっている。

他方、平成21年中の委託保護の措置を終結した人員の総数は7,724人で、前年に比べ43人（0.6%）減少している。委託先別内訳は、更生保護施設委託が7,714人、個人委託が10人であり、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,314人、更生緊急保護が3,400人となっている。

この更生保護施設への委託保護の終了者のうち、更生緊急保護の終了者（刑の執行の免除を受けた者及び補導処分の執行を終了した者を除く。以下同じ。）3,400人について終了者区分別に宿泊保護日数を見ると、第28表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分	総 数	5日以内	10日以内	20日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	
人員	総 数	3,400	354	221	486	238	485	436	1,180
	刑の執行終了者	2,012	166	124	188	155	312	286	781
	刑の執行猶予者	587	87	41	205	31	65	45	113
	起訴猶予者	530	67	39	55	38	66	70	195
	罰金受刑者・科料受刑者	190	24	11	34	9	27	25	60
	労役場出場者・仮出場者	64	9	6	4	4	12	7	22
	少年院退院者・仮退院者	17	1	-	-	1	3	3	9
構成比(%)	総 数	100.0	10.4	6.5	14.3	7.0	14.3	12.8	34.7
	刑の執行終了者	100.0	8.3	6.2	9.3	7.7	15.5	14.2	38.8
	刑の執行猶予者	100.0	14.8	7.0	34.9	5.3	11.1	7.7	19.3
	起訴猶予者	100.0	12.6	7.4	10.4	7.2	12.5	13.2	36.8
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	12.6	5.8	17.9	4.7	14.2	13.2	31.6
	労役場出場者・仮出場者	100.0	14.1	9.4	6.3	6.3	18.8	10.9	34.4
	少年院退院者・仮退院者	100.0	5.9	-	-	5.9	17.6	17.6	52.9

(注) 64表参照

さらに、更生保護施設への委託保護の終了者のうち、更生緊急保護の3,400人について入所事由を見ると、第29表のとおりであり、頼るべき親族なしが全体の77.3%を占め、次いで、親族が引受けを拒否12.2%、親族と同居を望まずが9.2%となっている。

第 29 表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき親族なし	親族が引受けを拒否	親族と同居を望まず	生活訓練を受けるため	その他
人員	総数	3,400	2,629	415	312	7	37
	刑の執行終了者	2,012	1,488	285	214	4	21
	刑の執行猶予者	587	474	58	51	-	4
	起訴猶予者	530	443	44	32	3	8
	罰金受刑者・科料受刑者	190	160	17	10	-	3
	労役場出場者・仮出場者	64	58	3	2	-	1
	少年院退院者・仮退院者	17	6	8	3	-	-
	構成比(%)						
総数	100.0	77.3	12.2	9.2	0.2	1.1	
刑の執行終了者	100.0	74.0	14.2	10.6	0.2	1.0	
刑の執行猶予者	100.0	80.7	9.9	8.7	-	0.7	
起訴猶予者	100.0	83.6	8.3	6.0	0.6	1.5	
罰金受刑者・科料受刑者	100.0	84.2	8.9	5.3	-	1.6	
労役場出場者・仮出場者	100.0	90.6	4.7	3.1	-	1.6	
少年院退院者・仮退院者	100.0	35.3	47.1	17.6	-	-	

(注) 62 表参照

平成 21 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,708 人で、前年に比べ 39 人 (2.2%) 減少しており、これを委託先別に見ると、更生保護施設委託が 1,697 人、個人委託が 11 人となっている。更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 1,104 人 (構成比 64.8%)、更生緊急保護が 593 人 (同 35.0%) となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号) 第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日以降平成 21 年末までの処理状況は、第 30 表から第 32 表のとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	受理件数	終結件数	年末現在係属件数
平成17年	131 (-)	75 (-)	56 (-)
18	378 (12)	359 (9)	75 (3)
19	449 (9)	432 (11)	92 (1)
20	398 (9)	410 (8)	80 (2)
21	315 (9)	330 (9)	65 (2)
累計	1,671 (39)	1,606 (37)	

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2 () 内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	受 理 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	-	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
累 計	960	491	

- (注) 1 平成 17 年は，7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
 2 受理件数及び終結件数は，移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	受 理 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
累 計	667 <381>	202 <59>	

- (注) 1 平成 17 年は，7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
 2 受理件数及び終結件数は，移送によるものを含まない。
 3 〈 〉内の数は，退院許可決定による件数であり，内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員

平成 21 年において、常時恩赦の受理人員総数は 170 人で、前年に比べ 30 人（15.0%）減少している。受理人員の内訳は、第 33 表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が 92 人、新受人員が 78 人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが 64 人（前年は 72 人）、刑事施設からが 8 人（同 13 人）、検察庁からが 6 人（同 4 人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第 33 表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	170	-15.0	100.0
旧 受	92	-17.1	54.1
新 受	78	-12.4	45.9
保護観察所	64	-11.1	37.6
刑事施設	8	-38.5	4.7
検察庁	6	50.0	3.5

（注） Ⅲ 1 表参照

2 常時恩赦の既済人員

平成 21 年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第 34 表のとおりである。

既済人員の総数は 77 人で、前年と比べると 31 人（28.7%）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が 41 人（既済人員総数の 53.2%）、恩赦不相当が 35 人（同 45.5%）、その他が 1 人（同 1.3%）となっている。

第 34 表 常時恩赦の既済状況

上申庁	総 数	相 当				不相当	その他
		計	特赦	減刑	刑の執行 の免除		
人員	77	41	-	-	6	35	1
保護観察所	68	38	-	-	5	33	1
刑事施設	5	-	-	-	-	5	-
検 察 庁	4	3	-	-	1	2	-
構成	100.0	53.2	-	-	7.8	45.5	1.3
比	100.0	55.9	-	-	7.4	48.5	1.5
(%)	100.0	-	-	-	-	100.0	-
検 察 庁	100.0	75.0	-	-	25.0	50.0	-

（注） 1 「その他」は、死亡等によるものである。

2 1 表参照